明石市債権徴収計画

令和５年度

１　はじめに

明石市では、「明石市債権の管理に関する条例」（以下「条例」という。）を施行し、市の債権管理の取組を全庁一体となって進めているところです。

この度、条例の規定に基づき、令和５年度の「明石市債権徴収計画」（以下「計画」という。）を策定しましたので公表致します。

本計画は、明石市が保有する債権を適切に管理し、計画的に徴収するため、市としての基本方針と具体的な取り組みを定めるとともに、債権の種類ごとの徴収計画も踏まえ、全体としての徴収率の目標を設定するものです。

計画に基づいた具体的な取り組みを着実に行う事で、市財政の健全化と、市民の信頼にこたえる公平・公正な行政を推進していきます。

２　目標徴収率

①　現 年 度 分　**９８．９％**　を目標とします。

現年度とは、今年度発生する債権のことで、現年度分の徴収率を上げることにより、翌年度以降への滞納繰越分を縮減することが出来ます。

②　滞納繰越分　**２４．７％**　を目標とします。

滞納繰越とは、前年度以前に発生した債権のことで、この中には債務者の行方不明や破産、企業の倒産などの債権が含まれます。

３　基本方針

滞納債権の回収を徹底するということは、市民負担の公正性を担保することであり、これは、市民の負担を伴う行政サービスを実施する上での大前提となります。

＜基本方針１＞

滞納債権について、納付（納入）の手続きから督促、催告、法的回収手続までの手順をルール化し、適正に運用します。

＜基本方針２＞

公債権、私債権を問わず発生した滞納債権については、状況に応じて迅速に法的手続に移行することにより、滞納の解消により一層努めていきます。

４　具体的な取り組み

①　現年分の徴収率向上を第一とし、滞納となった場合の迅速な督促、適時適切な催告を徹底することに加え、催告書の文書にも工夫（用紙の色・文言）を凝らすことで滞納者自身による自主的な納付につなげます。

　併せて、この取り組みにより自主的な納付の見込めない滞納者を絞り込み、手続きが複雑かつ時間を要する資産調査や差し押さえ等の手続きを行う対象者を明確にすることで、効率的な徴収を行い、次年度へ滞納繰越をさせないように取り組みます。

②　弁護士職員の活用により、長期滞留事案の詳細を検討し、状況に応じて明渡し等請求訴訟の提起や支払督促の申立て、相続財産管理人選任の申立て、不動産競売の申立てなどの法的回収手続きを積極的に行い、滞納債権を回収します。

③　徹底した調査の結果、財産がないと判断される場合や、相続人が不存在の場合など、債権の回収は不可能なのが明らかで、管理を継続する合理的な理由がない事案ついては、適正な債権管理を図るため、債権放棄を行います。